

## **第3章 事務事業編～市役所の取り組み～**

# 第1節 計画の基本的事項

## 1 計画の対象範囲

本計画における対象は、「川口市役所の事務及び事業」であり、その範囲は、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に定められた行政事務全てとなります。

なお、一般廃棄物から排出される温室効果ガスには、ごみ焼却に必要な燃料の燃焼に伴う排出量と、可燃ごみに含まれるプラスチックごみの焼却に伴う排出量が含まれます。このうち、事務事業編で削減対象とする温室効果ガスは、ごみ焼却に必要な燃料の燃焼に伴う排出量とし、可燃ごみに含まれるプラスチックごみの焼却に伴う排出量は区域施策編で施策の実施・管理を行っていくものとします。

## 2 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において規定されている以下の7種類とします。

ただし、パーカーフルオロカーボン（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふつ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、事務事業に伴う排出がないため、計画の算定対象外とします。

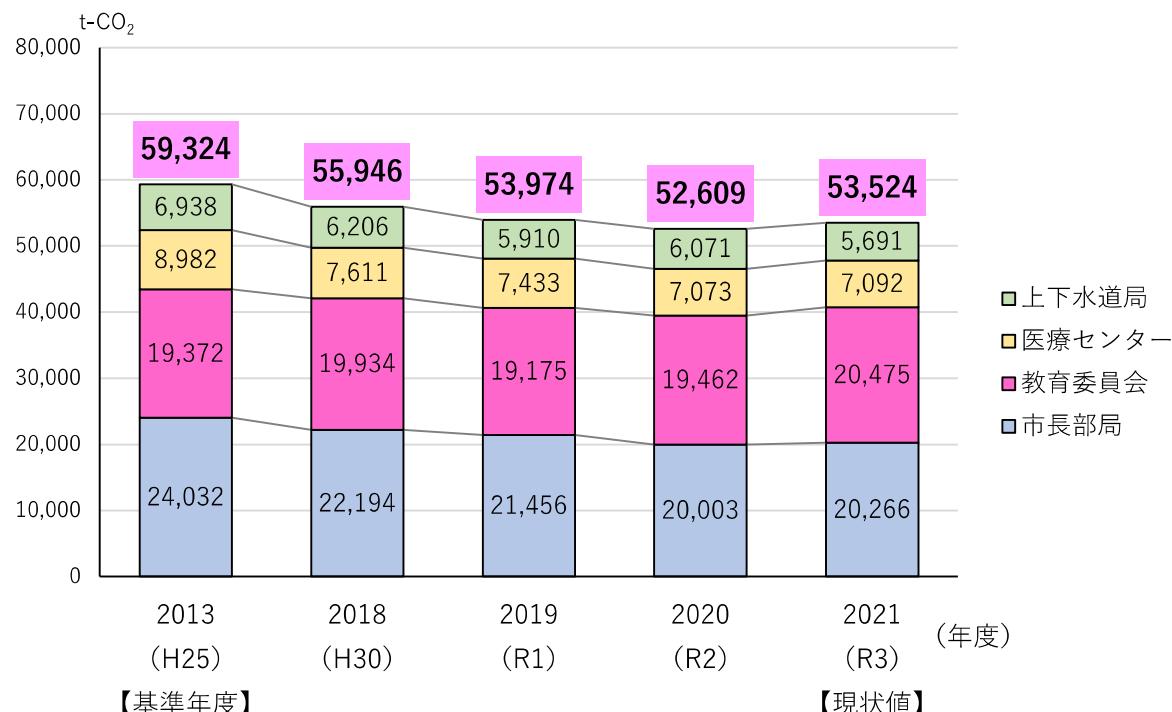
### ●対象とする温室効果ガス



## 第2節 市の事務事業における温室効果ガスの排出状況

### 1 部局別温室効果ガス排出量の状況

#### ■事務事業からの温室効果ガス排出量の推移



※小数点以下を四捨五入しているため、各部局の合計と総排出量が一致しない年度があります。

#### 温室効果ガス排出量の推移

本市の事務事業からの2021（令和3）年度における温室効果ガス排出量は、53,524 t-CO<sub>2</sub>となっており、2013（平成25）年度の59,324 t-CO<sub>2</sub>に比べて9.8%減少しています。

部局別では、市長部局が15.7%減少、医療センターが21.0%減少などとなっていますが、教育委員会は、5.7%増加しています。

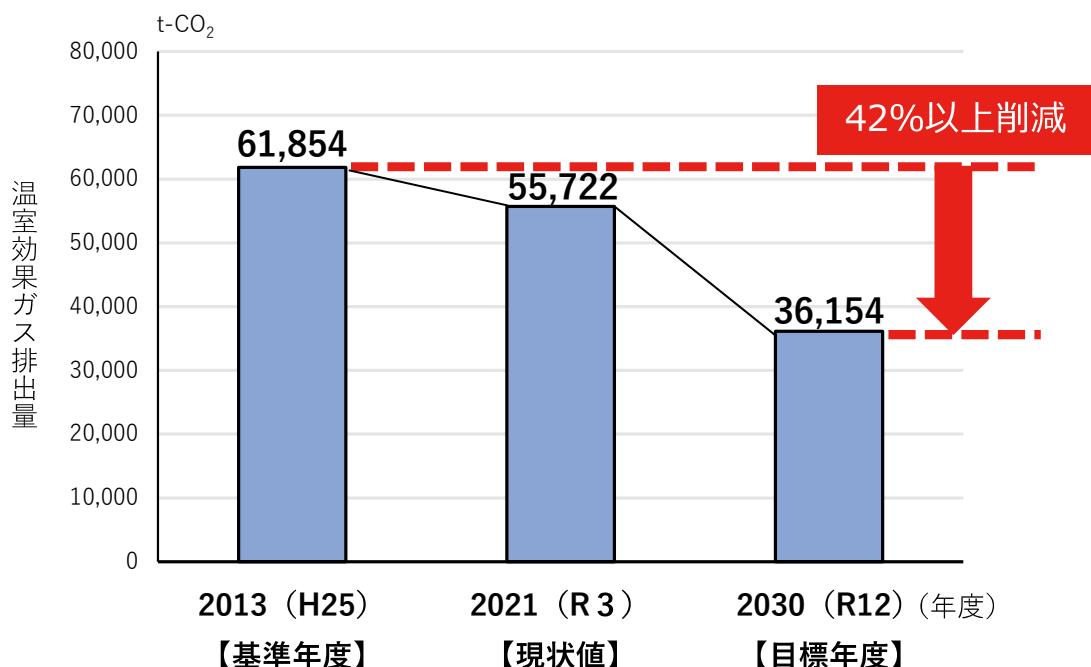
減少の要因としては、職員の省エネ行動に加え、設備・機器等の更新によるエネルギー効率の改善、再生可能エネルギー電力の活用、電力排出係数の改善などが考えられます。

## 第3節 市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減目標

### 1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画における削減目標は、脱炭素社会を見据えた将来像に向けて、以下のとおり設定します。

**2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で42%以上削減**



※2013（平成25）年度及び2021（令和3）年度の排出量には、新規施設（東川口駅前行政センター、新庁舎2期棟など）の推計値を含みます。

2030(令和12)年度までの削減率は、国の地球温暖化対策計画における業務部門を参考に51%とします。

ただし、市民の日常生活の維持に必要不可欠な廃棄物処理施設、消防施設、医療施設、上下水道施設等から排出される温室効果ガスは、ごみ処理量や水道使用量等の市民生活や経済活動に応じて排出量も増減するなど、温室効果ガス削減に向けた市の取り組みのみの効果を直接的に評価することが難しい事務事業です。

そのため、これらの施設の削減目標の設定にあたっては、「エネルギーの使用的合理化等に関する法律（省エネ法）」の中長期的努力目標を準用し、2021（令和3）年度を基準に、年1%ずつ温室効果ガス排出量削減を目指すものとします。

## (参考) 部局別削減量の目安

部 局	単位:t-CO <sub>2</sub>				
	2013 (H25) 【基準年度】	2021 (R 3) 【現状値】	2030 (R12) 【目標年度】	2013 年度 からの削減量	2013 年度 からの削減率
市長部局	25,993	22,237	14,993	11,000	42.3%
教育委員会	20,063	20,702	9,763	10,300	51.3%
医療センター	8,918	7,092	6,318	2,600	29.2%
上下水道局	6,879	5,691	5,079	1,800	26.2%
合 計	61,854	55,722	36,154	25,700	41.5%

※小数点以下を四捨五入しているため、各部局の合計と合計が一致しない年度があります。

## (参考) 施設類型別の削減目標の考え方

### 省エネ法の中期的努力目標を準用する施設

部局名		対象施設
市長部局	保健部	めぐりの森
	環境部	戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザ、鳩ヶ谷衛生センター、青木収集事務所
	建設部	河川ポンプ設備、道路ポンプ設備
	消防局	消防局庁舎、消防署、消防署分署、分団車庫
医療センター		医療センター、安行診療所
上下水道局		水道局庁舎、浄水場、配水場、ポンプ場

### 国の地球温暖化対策計画における51%削減目標を適用する施設

対象施設
上記以外の行政系施設、市民文化系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、学校教育系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、公園施設、その他施設など全ての公共施設

## 第4節 目標達成に向けた取り組み

### 1 基本方針及び取り組み体系

基本方針	取り組みの柱
1. 徹底した省エネルギー化の推進	(1) 職員の環境行動の実践 (2) 設備・機器の保守・管理、効率的な運用の実践 (3) 省エネ性能の高い設備・機器への更新の推進 (4) 公用車の次世代自動車化の推進 (5) 建築物の省エネルギー対策の推進
2. 再生可能エネルギーの利用拡大	(1) 再生可能エネルギー設備等の導入拡大 (2) 再生可能エネルギー由来の電力調達の推進
3. グリーン購入の推進・その他の取り組み	(1) グリーン購入の推進 (2) 3Rの推進 (3) フロン排出抑制の推進
4. 気候変動適応策の推進	(1) 自然災害対策の推進 (2) 健康被害対策の推進

## 2 目標達成に向けた取り組み

### 基本方針 1

### 徹底した省エネルギー化の推進

#### (1) 職員の環境行動の実践

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行する際には常に環境に配慮した賢い選択を心がけ、事務事業の省エネルギー化に努めます。

また、各施設等で使用されたエネルギー使用量を定期的に確認し、取り組み効果の検証を行います。

項目	取り組み内容
照明	照明を必要としない時間・場所における消灯を徹底します。
	天井（周辺環境）の照明を必要最小限にし、作業照明としてLEDの手元照明の使用を推進します。
	自然採光を積極的に取り入れます。
空調	適正な温度管理を行うとともに、クールビズ・ウォームビズなど適切な服装を心がけます。
	換気運転の時間や回数を適切に管理します。
	冷暖房の運転時期を適切に管理し、外気の取り入れを積極的に行います。
事務機器	スリープモードの活用や長時間使用しない場合には電源をOFFにするなど適正使用に努めます。
	文具類や事務機器、オフィス家具などについて、「川口市グリーン購入方針」に基づき、環境に配慮した物品を調達します。
給湯	冬季以外の給湯時間の短縮に努めます。
	季節や気温に応じて、給湯温度の適正管理に努めます。
公用車の使用	エコドライブを実践します。
	毎週水曜日をノーカーデーとし、公用車の利用制限を行います。
	近距離の移動には、自転車を使用します。
	遠距離の移動には、電車やバスを利用します。
	タイヤの空気圧やエアコンなどについて、日常点検を行います。
コピー用紙などの紙類	両面印刷、裏紙使用を徹底します。
	文書のペーパーレス化を推進します。
	コピーや印刷を行う際は設定を確認し、ミスコピー・ミスプリントの防止に努めます。
	冊子類、資料などの適正部数の印刷に努めます。

項目	取り組み内容
研修	職員研修を計画的に実施し、本計画の取り組みの徹底を図ります。
	研修内容は庁内 LAN を活用し、全職員に周知することで、意識啓発の徹底を図ります。
その他	エレベーターの使用は必要最小限とし、階段の利用を推進します。
	施設、公用車などにおけるエネルギーの使用量や使用状況の変化を把握し、適切なエネルギー管理を行います。

## (2) 設備・機器の保守・管理、効率的な運用の実践

施設を管理する所管課等は、保有する設備・機器について状況の把握、知識の習得を行った上で、管理・点検業者等と連携して定期的な保守・管理を実行するとともに、効率良く使用することで消費エネルギーの削減に努めます。

### 【設備・機器の保守・管理例】

項目	内容
熱源	冷却水の水質管理
	冷却塔充てん剤の補充
	冷却塔熱交換器のスケール除去
空調	温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃
	冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填
照明	照明器具等の清掃
	照明器具の定期的な保守及び点検

### 【設備・機器の運用改善例】

項目	内容
熱源	冷温水出口温度の適正化
	熱源機の停止時間の電源遮断
空調	空調設備・熱源機の起動時刻の適正化
	空調設定温度・湿度の適正化
	全熱交換機の活用
給湯	給湯温度の適正化
照明	屋外照明の点灯時間の適正化
その他	省エネ診断やエコチューニングの活用
	利用の少ない時間帯における昇降機（エレベーター等）の一部停止
	カーテンやブラインドの活用
	グリーンカーテンの設置

### (3) 省エネ性能の高い設備・機器への更新の推進

施設を管理する所管課等は、設備・機器の導入に当たってはエネルギー効率の高いものを導入していきます。設備・機器の更新時には、エネルギー使用量や設備投資によるイニシャルコスト・ランニングコストを比較し、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な設備・機器の優先的な導入に努めます。

具体的には、エネルギー効率を考慮した高効率機器（LD-Tech\*認証製品相当）の導入、設備・機器の小型化や最適化等の観点から設備・機器の選定を行い、更新前よりエネルギー使用量が増えることのないように努めます。

#### 【設備・機器の更新例】

項目	内容
熱源	業務用コーチェネレーションなど、エネルギー効率の高い熱源機への更新
	熱源機の台数制御システムの導入
	ポンプ・ファンのインバーター化
	高効率給湯器の導入
空調	エネルギー効率の高い空調設備への更新
	スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	LED 照明など高効率ランプへの更新
	人感センサーの導入
昇降機	インバーター制御システムの導入

### (4) 公用車の次世代自動車化の推進

公用車の次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池\*自動車等）への転換を進めます。

また、電気自動車等については、災害発生時における電源として活用を図ります。

### (5) 建築物の省エネルギー対策の推進

公共施設の新築・改築・改修の際は、改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づく建築物の省エネ基準への適合義務などをふまえ、ZEB化に向けた検討を行うほか、環境に配慮した設計や資材、エネルギー効率に優れた空調設備や照明設備等の導入・更新を図り、より高い省エネ性能を有する公共施設の建設・工事に努め、建物自体の脱炭素化を図ります。

また、「川口市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の施設総量の適正化に努めます。

## 基本方針 2

## 再生可能エネルギーの利用拡大

### (1) 再生可能エネルギー設備等の導入拡大

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるとともに導入効果を周知し、市の率先的な取り組みを通じた、市民や事業者への普及啓発を図ることに努めます。

特に避難所等として指定されている公共施設においては、災害時の非常用電源やエネルギー源として、太陽光発電や蓄電池、コーディネーションシステム等の導入を検討します。

### (2) 再生可能エネルギー由来の電力調達の推進

電力の供給を受ける契約において、「川口市電力の購入契約に係る競争入札の参加資格要件に関する要綱」及び「川口市電力の購入契約に関する環境配慮項目評価基準」に基づき、再生可能エネルギー由来の電力調達を推進します。

## 基本方針 3

## グリーン購入の推進・その他の取り組み

### (1) グリーン購入の推進

備品や消耗品などの調達について、「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針（川口市グリーン購入方針）」に基づき、調達目標を定め、環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。

### (2) 3Rの推進

本計画の対象となる施設から排出されるごみの減量に取り組みます。また、ごみの再資源化と適正処理に努めます。

項目	取り組み内容
市役所における3Rの推進と分別の徹底	職場に分別ボックスを設置し、職場でのごみの分別、資源化を推進します。
	市が提供する啓発用品等は、代替がきかない場合を除き、プラスチック製品の使用を極力抑制します。
	使い捨てプラスチックの使用を控え、マイボトル・マイカップなどの使用を推進します。
	封筒やパイプファイルなどの再利用を推進します。

項目	取り組み内容
焼却熱の有効利用	戸塚環境センター、朝日環境センターにおいてごみ焼却熱による発電を行い、施設内で利用するとともに、夜間発電分などの余剰電力を売電します。 また、余熱を利用した入浴施設や温水プールを整備し、焼却熱の有効利用に努めます。

### (3) フロン排出抑制の推進

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、フロン類が使用されている機器の適正な管理とフロン類の排出抑制に努めます。

#### 基本方針4

#### 気候変動適応策の推進

##### (1) 自然災害対策の推進

内水氾濫などによる被害軽減に向け、公共施設における雨水貯留・浸透施設の設置、透水性の高い舗装等による雨水の地下浸透、緑化による雨水流出抑制を推進します。

また、避難所等として指定されている公共施設においては、災害時の非常用電源やエネルギー源として、太陽光発電や蓄電池、電気自動車、コーチェネレーションシステム等の導入を図り、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。

さらに、災害発生時においては、避難所等における衛生環境の確保のほか、災害廃棄物処理計画に基づき、がれき、し尿などの災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行います。

##### (2) 健康被害対策の推進

屋外で職務を遂行する際は、暑さ指数（WBGT）を事前に確認するなど、職員の熱中症予防意識を高めます。

また、公共施設の屋上・壁面の緑化、グリーンカーテンの普及など、ヒートアイランド現象の緩和に貢献する取り組みを推進します。